

10月1日より19歳以上23歳未満の被扶養者の 収入要件が変わります

令和7年度の税制改正において、19歳以上23歳未満の特定扶養控除の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険の被扶養者についても、年間収入の認定要件が変わります。

年間収入の認定要件

- ・ 現行：130万円未満
- ・ 令和7年10月1日以降：150万円未満

対象者

- ・ 19歳以上23歳未満の被扶養者（被保険者の配偶者を除く）

※令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。

年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定

その年の12月31日時点の年齢で判定します。※年齢は民法の期間に関する規定に準ずるため、誕生日の前日に加算します。

※令和8年1月1日に19歳になる場合は、法律上令和7年12月31日に19歳に到達したことになります。そのため、令和7年より年間収入要件が150万未満となります。

※令和8年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和8年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。その後、令和12年10月に23歳になるため、令和12年（暦年）における年間収入要件は130万円未満に、いわば戻ることになります。18歳であっても年間収入を150万円で判定することや、22歳

であっても年間収入を 130 万円で判定することがある点に注意が必要になります。

※既に扶養認定されている上記対象者の収入要件は、令和 7 年 10 月 1 日以降の年間収入(見込)が 150 万円未満（＝月額 12.5 万円未満）となります。

QA

Q. 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定することとなるのか。

A. 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点 の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

Q. 学生であることは要件ではないのか。

A. 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されたい。